

柏崎刈羽原子力発電所第6号機 設計及び工事計画審査資料	
資料番号	KK6 補足-004-10 改0
提出年月日	2024年2月9日

KK6 補足-004-10 基本設計方針から設工認添付書類及び様式-1
への展開表
(補助ボイラー)

2024年2月

東京電力ホールディングス株式会社

「基本設計方針から設工認添付書類及び様式-1への展開表」【補助ボイラー】

基本設計方針		設計結果の記載箇所	様式-1への反映結果
変更前	変更後		
用語の定義は「発電用原子力設備に関する技術基準を定める省令」, 「実用発電用原子炉及びその附属施設の位置, 構造及び設備の基準に関する規則」及び「実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則」並びにこれらの解釈による。	用語の定義は「実用発電用原子炉及びその附属施設の位置, 構造及び設備の基準に関する規則」及び「実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則」並びにこれらの解釈による。	—	— (用語の定義のみ)
第1章 共通項目 補助ボイラーの共通項目である「1. 地盤等, 2. 自然現象, 3. 火災, 5. 設備に対する要求 (5.2 材料及び構造等, 5.3 使用中の亀裂等による破壊の防止, 5.4 耐圧試験等, 5.6 逆止め弁, 5.7 内燃機関の設計条件を除く。), 6. その他 (6.3 安全避難通路等, 6.4 放射性物質による汚染の防止を除く。)」の基本設計方針については, 原子炉冷却系統施設の基本設計方針「第1章 共通項目」に基づく設計とする。	第1章 共通項目 補助ボイラーの共通項目である「1. 地盤等, 2. 自然現象, 3. 火災, 4. 溢水等, 5. 設備に対する要求 (5.2 材料及び構造等, 5.3 使用中の亀裂等による破壊の防止, 5.4 耐圧試験等, 5.6 逆止め弁, 5.7 内燃機関及びガスタービンの設計条件を除く。), 6. その他 (6.3 安全避難通路等, 6.4 放射性物質による汚染の防止を除く。)」の基本設計方針については, 原子炉冷却系統施設の基本設計方針「第1章 共通項目」に基づく設計とする。	—	1. 共通的に適用される設計
第2章 個別項目 1. 補助ボイラー 1.1 補助ボイラーの機能 発電用原子炉施設には, 設計基準事故に至るまでの間に想定される使用条件として, 液体廃棄物処理系, タンクの保温用等及び主蒸気が使用できない場合のタービンのグランド蒸気に必要な蒸気を供給する能力を有する補助ボイラー (「5号機設備, 5, 6, 7号機共用」, 「5, 6, 7号機共用」 (以下同じ。)) を設置する。 補助ボイラーは, 発電用原子炉施設の安全性を損なわない設計とする。【48条1】	第2章 個別項目 1. 補助ボイラー 変更なし	—	— (変更なし)
1.2 補助ボイラーの設計条件 補助ボイラーは, ボイラー本体, 給水設備, 制御装置, 缶水処理装置等で構成し, 蒸気を蒸気だめより所内蒸気系母管を経て, 蒸気を使用する各機器に供給できる設計とする。蒸気使用機器で使用される蒸気のうち回収できるものは, 所内蒸気戻り系より補助ボイラーの給水タンクに集め, ボイラー用水として再利用し, 給水使用量を低減できる設計とする。【48条9】		—	— (変更なし)
補助ボイラーは, 長期連続運転及び負荷変動に対応できる設計とし, 設計基準事故時及び当該事故に至るまでの間に想定される全ての環境条件において, その機能を発揮できる設計とするとともに, 補助ボイラーの健全性及び能力を確認するため, 必要な箇所の保守点検 (試験及び検査を含む。) ができるよう設計する。 【48条10】		—	— (変更なし)
設計基準対象施設に施設する補助ボイラー及びその附属設備の耐圧部分に使用する材料は, 安全な化学		—	— (変更なし)

基本設計方針		設計結果の記載箇所	様式-1への反映結果
変更前	変更後		
的成分及び機械的強度を有するとともに、耐圧部分の構造は、最高使用圧力及び最高使用温度において、発生する応力に対して安全な設計とする。【48条7】			
設計基準対象施設に施設する補助ボイラーに属する主要な耐圧部の溶接部は、次のとおりとし、使用前事業者検査により適用基準及び適用規格に適合していることを確認する。【48条2】		—	— (変更なし)
(1) 不連続で特異な形状でない設計とする。【48条3】		—	— (変更なし)
(2) 溶接による割れが生ずるおそれがなく、かつ、健全な溶接部の確保に有害な溶込み不良その他の欠陥がないことを非破壊試験により確認する。【48条4】		—	— (変更なし)
(3) 適切な強度を有する設計とする。【48条5】		—	— (変更なし)
(4) 適切な溶接施工法、溶接設備及び技能を有する溶接士であることを機械試験その他の評価方法によりあらかじめ確認する。【48条6】		—	— (変更なし)
補助ボイラーの缶体には、圧力の上昇による設備の損傷防止のため、最大蒸発量と同等容量以上の安全弁を設ける設計とする。 補助ボイラーの缶体には、圧力の上昇による設備の損傷防止のため、ドラム内水位、ドラム内圧力等の運転状態を計測する装置を設ける設計とする。【48条8】		—	— (変更なし)
補助ボイラーは、補助ボイラーの最大連続蒸発時において、熱的損傷が生ずることのないよう水を供給できる適切な容量の給水設備を設け、給水の入口及び蒸気の出口については、流路を速やかに遮断できる設計とする。【48条11】		—	— (変更なし)
補助ボイラーは、ボイラー水の濃縮を防止し、及び水位を調整するために、補助ボイラー水を抜くことができる設計とする。【48条12】		—	— (変更なし)
補助ボイラーは電気ボイラーを使用することにより、ばい煙を発生しない設計とする。【48条13】		—	— (変更なし)
2. 設備の共用 補助ボイラー設備並びに所内蒸気系及び戻り系は、5号機、6号機及び7号機で共用とするが、各号機に必要な容量をそれぞれ確保するとともに、号機間の接続部の弁を閉操作することにより隔離できる設計とすることで、安全性を損なわない設計とする。【15条24】	2. 設備の共用 変更なし	—	— (変更なし)